

## 平成22年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況の公表について

清瀬市オンブズパーソン条例（平成16年清瀬市条例第1号）第19条及び清瀬市オンブズパーソン条例施行規則（平成16年清瀬市規則第16号）第13条の規定に基づき、平成22年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況について、次のとおり公表します。

平成23年4月15日

清瀬市オンブズパーソン



### 記

#### 1 期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

#### 2 苦情申立て件数及び調査件数等

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 苦情申立て件数      | 1件           |
| (2) 調査件数         | 1件（子ども家庭部関係） |
| (3) 意見若しくは勧告又は提言 | 1件（意見）       |

#### 3 市の機関に対する意見若しくは勧告又は提言の要旨

上記2（3）の意見の要旨は、別紙「苦情等に係る勧告書」のとおりです。

「苦情等に係る意見書」

	意見・勧告等の区分	要 旨	
事 案 1	意 見	苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)	ボランティア業務への協力に関する苦情 (苦情申立人は、児童センターが所掌する放課後子ども教室推進事業「まなべー」の学習アドバイザーとして有償ボランティア活動をしていた。2年間に亘って活動してきたが、今年度は協力依頼を受けなかった。納得出来ないので、調査願いたい。)
		意見を する対象とな った市の機 関 (主管課等)	清瀬市長 (子ども家庭部児童センター)
		オンブズパー ソンが市長に 対して行 った意見の 要旨	ボランティア行政にあたっては、ボランティアに参加する市民の善意を最大限尊重し、例えば説明会、研修会等を開催し、事業の趣旨、目的等を本人が十分に理解したうえで、その年齢、適性等に応じた多様で効果的なボランティア活動をしてもらえるように、十分な配慮と支援を行うように求めます。